

石綿に関する健康管理等専門家会議報告書（案）

I 序論

II 石綿に関する情報の提供と相談体制の充実

- 1 国民に対する情報提供の推進
- 2 自記式簡易調査票の導入と活用

III 石綿ばく露に関する健康管理の考え方と手法

- 1 石綿ばく露の機会の把握について
- 2 石綿関連疾患に関する診断方法について
 - (1) 石綿関連疾患に関する診断方法の現状
 - (2) 胸部エックス線撮影等の検査の特徴と放射線被曝のリスク
 - イ) 胸部エックス線直接撮影
 - ロ) 胸部 CT
 - ハ) 放射線被曝のリスク
- 3 石綿関連疾患に関する胸部エックス線撮影等検査の意義及び方法について
- 4 石綿関連疾患を発見するための手法
 - (1) 自記式簡易調査票や相談窓口を活用したおける石綿ばく露のチェック
 - (2) 専門家の聞き取りによる絞り込み
 - (3) 胸部エックス線撮影等の実施
 - (4) 不特定多数の住民に対する検査について
- 5 疫学的手法による健康調査の実施

IV 今後更に進めていく対策

- 1 中皮腫登録
- 2 石綿含有建材等からの飛散状況の把握
- 3 石綿関連疾患を的確に診断できる医療従事者の養成、研修

V おわりに

【参考1】 地域および事業場において実施されている住民調査について

- (1) 熊本県旧松橋地区における取り組み
- (2) 他の自治体および企業において実施された検診について

【参考2】 中皮腫の実態調査について

- (1) 人口動態統計を利用した中皮腫の死亡者調査
- (2) 現在治療中の中皮腫患者の情報収集

I 序論

2005年6月、過去に石綿を扱っていた事業場の周辺において、労働者だけでなく住民にも石綿による健康障害が発生していることが明らかになり、厚生労働省アスベスト対策推進チーム会合において、専門家よりヒアリングが行われた。その結果、「専門家チームにより、リスク評価に基づく健診対象やアスベストばく露者に対する健康管理の方法の検討を行う」とされ、関係閣僚による会合で「アスベスト問題への当面の対応」に盛り込まれた。その趣旨を踏まえ、厚生労働省において、本専門家会議が設置されたところである。

本会議は公開で行われ、厚生労働省を事務局とし、環境省もオブザーバーとして参加した。

会議の開催状況は以下の通り。

第1回 平成17年8月4日

第2回 平成17年8月19日

第3回 平成17年8月31日

(環境省の「アスベストの健康影響に関する検討会」と合同開催)

第4回 平成17年9月28日

第5回 平成17年11月2日

第6回 平成17年12月16日

以上、計6回の会議を通じて、住民の石綿に関する健康管理等のあり方について検討し、専門的見地から、本報告書を取りまとめた。

「石綿に関する健康管理等専門家会議」開催要綱

1 設置目的

平成17年7月25日の厚生労働省アスベスト対策推進チーム第2回会合において、専門家よりヒアリングを行い、以後、「専門家チームにより、リスク評価に基づく健診対象やアスベストばく露者に対する健康管理の方法の検討を行う」とされ、7月29日の関係閣僚による会合で「アスベスト問題への当面の対応」に盛り込まれたところである。この趣旨を踏まえ、今般、専門家を招集し、専門的見地から検討を行うこととする。

2 業務内容

会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 石綿に関する健康管理
- (2) 石綿に関する健康相談
- (3) 前2号に掲げるもののほか、石綿の健康に関する専門的な知見が必要な事項。

3 組織

- (1) 本専門家会議は安全衛生部長が招集する。
- (2) 座長は委員の互選により選出する。
- (3) 座長は座長代理を選出する。
- (4) 必要に応じ、本専門家会議の下に作業部会を設置することができる。
- (5) 作業部会長は、本専門家会議座長が指名する。
- (6) 会議の事務は、健康局、老健局の協力を得て、労働基準局安全衛生部において処理する。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 本要綱は、平成17年8月2日から施行する。

Ⅱ 石綿に関する情報の提供と相談体制の充実

1 国民に対する情報提供の推進

住民の不安の多くは、情報不足であること、あるいは不正確な情報が原因であることが多い。このため、石綿に関する的確な情報を提供するとともに、住民の求めに応じて相談や助言をしていくことで、情報不足に起因する住民の不安を取り除くとともに、必要な場合に的確に医師の診察につなげていくようにすることが重要である。このため、既に政府において、石綿に関する Q&A が関係省庁のホームページ上で公開されるとともに、保健所、産業保健推進センター、労災病院等に相談窓口が開設された。さらに石綿による健康障害を発生させた事業場等の近隣において、厚生労働省による臨時の健康相談や講演会が産業保健推進センター等と協力のもと実施されている（表1 臨時健康相談実施状況）。また、従来から、アスベスト関連の NPO がホームページを公開し相談窓口を設置しているところもある。

表1 事業場周辺における臨時健康相談実施状況

第1回 健康相談実施状況（8月22日～9月22日）

	開催地及び参加人数
【講演会】	兵庫県尼崎市(120)、神奈川県横須賀市(94)、岐阜県羽島市(130)、岡山県玉野市(約140)、佐賀県鳥栖市(250)、奈良県橿原市(70)、埼玉県さいたま市(22)、香川県高松市(60)
【相談会】	兵庫県尼崎市(38)、大阪府阪南市(28)、神奈川県横須賀市(41)、岐阜県羽島市(41)、岡山県玉野市(70)、佐賀県鳥栖市(21)、奈良県橿原市(28)、埼玉県さいたま市(8)、香川県高松市(22)、広島県呉市(13)

第2回 健康相談実施状況及び予定（9月29日～12月26日）

	開催地及び参加人数
【講演会】	神奈川県横須賀市(88)、兵庫県尼崎市(60)、埼玉県秩父郡市(20)、
【相談会】	佐賀県鳥栖市(35)、神奈川県横浜市(25)、兵庫県尼崎市(58)、埼玉県秩父郡市(13)、岡山県玉野市(20)、奈良県橿原市(8)、佐賀県佐賀市(11)、大阪府泉南市(9)、広島県呉市(13)、香川県詫間長(21) 岐阜県羽島市()、佐賀県鳥栖市()